

参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書

1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続に移行する予定です。

応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、当該応募者に対して、指名競争入札を実施する予定です。

2 業務の概要

- (1) 委託名 令和3年度岡山市消費者教育担い手育成講座実施業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務目的 この業務は、消費生活相談や消費者教育に必要な基礎知識が身につく研修を行い、受講者の消費者力を高めることで、将来、受講者が各地域の消費者教育推進コーディネーターや出前講座の講師として活躍する地域のつなぎ役となり、その地域の消費者教育を効果的に推進することを目的とする。
- (4) 委託期間 契約日から令和4年3月31日（木）まで

3 応募要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加意思確認書の提出日において、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、役務部門の業種「研修」業種細区分「各種研修等の企画・講師派遣」に登録があること。
- (3) 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条第1項に定める、内閣総理大臣による認定を受けた「適格消費者団体」として、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を2年以上継続していること。
- (5) 令和元年4月1日以降、都道府県・政令市が発注する消費者教育に関する同種の業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
説明書等の交付	公示日～令和3年7月19日（月）
説明書等に関する質問受付	令和3年7月5日（月）午後5時15分まで
説明書等に関する質問回答	令和3年7月12日（月）午後5時掲載
参加意思確認書の提出	令和3年6月30日（水）～令和3年7月20日（火）まで 各日午前8時30分～午後5時15分まで （土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
入札書の提出予定期限※1	令和3年8月23日（月）

※1 応募要件を満たす者が複数いる場合のみ。指名競争入札を実施する場合には、別途、入札指名通知書をお送りします。

5 説明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付方法

電子メールで、岡山市市民生活局市民生活部生活安全課消費生活センターへ提出すること。

電子メール：seikatsuanzen@city.okayama.lg.jp

※件名は、【参加者確認質問】令和3年度岡山市消費者教育担い手育成講座実施業務委託」とすること。

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

6 参加意思確認書の提出

(1) 提出書類

①参加意思確認書（様式1）

②実績証明書（様式2）

(2) 提出方法

持参のみ

(3) 提出場所

岡山市市民生活局市民生活部生活安全課消費生活センター

7 その他留意事項

- (1) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。
- (2) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書は、返却しません。
- (4) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 参加意思確認書に記載した配置予定技術者は、変更することはできません。
(※配置予定技術者を必要とする場合のみ)
- (7) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。
- (8) 応募要件を満たさないとの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、当課に対し応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められるものとします。
- (9) 応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとします。
- (10) 本手続は、予算その他本市の事情により中止する場合があります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市市民生活局市民生活部生活安全課消費生活センター（岡山市役所本庁舎2階）

担当：清水

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1105

FAX：(086)803-1724

電子メール：seikatsuanzen@city.okayama.lg.jp